

■ 荒木財政部会長報告要旨

我が町は熊本市の南に隣接している。地理的には恵まれているが、きわめて財政的に厳しい状況にある。そうした中、基礎的な住民サービスを何とか維持するため、特に平成15年度以降は聖域なく、全ての事務事業を見直してきた。組織の見直し、職員数削減はもちろん、議員数削減まで踏み込み、あらゆる行政改革に取り組んできた。平成20年度の予算編成にあたっては人件費の削減、各種団体の運営補助金削減など大胆な歳出カットを行った。

一方、歳入については施設利用料を引き上げるなど町民に負担を求めるとともに、国の予算案や地方財政計画を信頼し、確実と思われる歳入を最大限見込み、何とか編成をし、議会で議決を得ることができた。

道路特定財源の暫定税率分については、国会の大きな争点となることは承知していたが、立ち後れている地方道路の実態から、当然維持されるものと確信をし、これを前提に予算編成を行ったところである。衆参両院議長のあっせんにより年度内に一定の結論を得るとされた与野党協議が、一向に進展せず、暫定税率が失効したことに対して非常に失望している。政府国会を全面的に信頼し編成した地方の予算が、歳入欠陥の状況に陥っているにもかかわらず、「地方に迷惑をかけない」「適切な補填措置を講ずる」といった、抽象的な言葉が繰り返されるのみで、全く具体策が示されないことに対して怒りさえ感じる。このことは、地域の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するために、計画的かつ着実にやってきた道路整備を遅らせることとなり、住民の死活問題に直結する。

例えば隣接する町では、スクールバスの通る2.2キロメートルの道路改良工事を行っていたが、49メートルの橋だけ残っている。しかし暫定税率と地方道路整備臨時交付金制度の失効に伴い、工事が発注できず、バスは狭くて危険な道を通り続けなければならない。また、地方の多くの市町村では高齢化が進んでおり、救急病院まで2時間強を要する地域もあって、道路整備が遅れると住民の生命の危険な状況が続くことになる。

地方においては、地域に密着した道路整備が必要であり、そのための財源となる歳入の確保は政府国会の責務であると考え。今回の地方公共団体における歳入欠陥は、暫定税率失効が今年度いっぱい続けば熊本県内の7割の市町村では道路の維持管理の費用に窮することになる。さらには5割の市町村では借金の返済さえできなくなる。また、多くの市町村道路の整備が地方道路整備臨時交付金制度により行われてきた。この制度の失効により、市町村道の整備が滞っている。

したがって、暫定税率と臨時交付金制度の復活が是非とも必要である。早急に真摯な与野党協議を進め、財政余力のない市町村が安心して必要な道路整備に取り組めるよう、強く求め、私の意見としたい。